

2025 Gamashin

資料編

蒲郡信用金庫の現況

GAMAGORI SHINKIN BANK DISCLOSURE

財務データ

財務諸表

貸借対照表 1

損益計算書・剰余金処分計算書 3・4

資産内容の開示 11

経営指標 12

預金業務 14

融資業務 15

証券・その他の業務 17

時価情報等 18

連結情報 19

自己資本の充実の状況等について

単体における開示事項 26

連結における開示事項 39

信用金庫法施行規則に基づく
ディスクロージャー項目 49



本資料に掲載してある計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

財務諸表

■ 貸借対照表（資産の部）

（単位：百万円）

科 目		2024年3月末	2025年3月末
（資産の部）			
①	現金	12,757	11,939
	預け金	405,853	411,513
②	買入金銭債権	237	－
③	有価証券	563,128	542,677
	国債	80,057	72,825
	地方債	64,669	62,206
	社債	365,849	342,507
	株式	1,726	2,512
	その他の証券	50,824	62,624
	貸出金	620,557	627,250
	割引手形	2,347	1,567
	手形貸付	43,490	44,657
	証書貸付	532,553	535,941
④	当座貸越	42,164	45,083
	外国為替	174	221
	外国他店預け	160	207
	取立外国為替	14	14
	その他資産	9,023	9,206
	未決済為替貸	680	703
	信金中金出資金	6,850	6,850
	未収収益	1,266	1,419
	金融派生商品	28	16
	その他の資産	197	216
⑤	有形固定資産	12,893	12,602
	建物	6,892	6,594
	土地	4,975	4,975
	建設仮勘定	－	211
	その他の有形固定資産	1,025	821
⑥	無形固定資産	289	214
	ソフトウェア	257	183
	その他の無形固定資産	31	31
⑦	前払年金費用	985	1,295
	繰延税金資産	9,054	17,013
⑧	債務保証見返	1,047	1,050
	貸倒引当金	△ 5,540	△ 7,243
⑨	(うち個別貸倒引当金)	(△ 4,013)	(△ 5,520)
	資産の部合計	1,630,462	1,627,743

- ①「預け金」とは…
他の金融機関に預けた預金のことです。
主に信金中央金庫の定期預金、普通預金のことです。
- ②「買入金銭債権」とは…
貸付債権などを流動化した信託受益権などの金銭債権を購入したものです。
- ③「未収収益」とは…
決算により計上した貸出金の未収利息や預け金及び有価証券の未収利息・配当金などです。
- ④「建設仮勘定」とは…
事業用の建物等を取得するために支払った内金等を工事完成までの間、経過的に処理したものです。
- ⑤「前払年金費用」とは…
職員の将来の退職金の支払いに充てるために信託銀行などに積み立てられている資産の額が、企業年金制度にかかる退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超える部分です。
- ⑥「債務保証見返」とは…
お取引先の債務を保証した場合などに、そのお取引先に対する求償権をあらわしており、負債の「債務保証」と同額です。
- ⑦「貸倒引当金」とは…
貸出金などに対して将来見込まれる貸倒損失などに備え、予め積み立てたものです。

■ 貸借対照表（負債及び純資産の部）

（単位：百万円）

科 目		2024年3月末	2025年3月末
(負債の部)			
①	預金積金	1,435,940	1,450,753
	当座預金	59,628	55,118
	普通預金	686,908	689,539
	貯蓄預金	3,995	3,708
	通知預金	7,590	4,664
	定期預金	633,655	651,852
	定期積金	36,590	32,106
	その他の預金	7,571	13,763
	借入金	119,000	119,000
	外国為替	4	34
②	その他負債	3,271	3,525
	未決済為替借	1,031	647
	未払費用	486	1,140
	給付補填備金	9	8
	未払法人税等	666	339
	前受収益	156	297
	払戻未済金	9	10
	払戻未済持分	2	2
	職員預り金	708	700
	金融派生商品	34	14
③	その他の負債	166	362
	賞与引当金	490	545
	役員賞与引当金	31	31
	役員退職慰勞引当金	239	225
	偶発損失引当金	345	421
	睡眠預金払戻損失引当金	11	8
	債務保証	1,047	1,050
	負債の部合計	1,560,380	1,575,595
(純資産の部)			
④	出資金	832	819
	普通出資金	832	819
	利益剰余金	88,221	88,979
	利益準備金	845	832
	その他利益剰余金	87,375	88,146
	特別積立金	84,100	86,300
	当期末処分剰余金	3,275	1,846
	会員勘定合計	89,054	89,798
	その他の有価証券評価差額金	△ 18,972	△ 37,651
	評価・換算差額等合計	△ 18,972	△ 37,651
⑤	純資産の部合計	70,081	52,147
	負債及び純資産の部合計	1,630,462	1,627,743

①「借入金」とは…

他の金融機関等から資金の融資を受けた場合に計上する勘定であり、日本銀行から成長基盤強化のための新貸出制度に基づく借入金です。当金庫では「成長事業応援ファンド」としてご融資しております。

②「未払費用」とは…

期末において未だ現実には支払っていないものの、当然その期に負担すべき費用であり、主に預金の未払利息が該当します。

③「給付補填備金」とは…

定期積金において初回掛けこみから期末までに発生した給付補填金（利息相当分）の所要額を留保するものであり、預金の未払利息に相当します。

④「未払法人税等」とは…

決算事務において計算した当期の法人税・住民税・事業税を納付期限までの間、留保しているものです。

⑤「偶発損失引当金」とは…

信用保証協会との責任共有制度開始に伴い、将来の負担金支払いを見込んで予め積立てたものです。

⑥「債務保証」とは…

お取引先の債務の保証や信金中央金庫などの代理貸付に伴って行なわれる保証などであり、同額の「債務保証見返」を資産勘定に計上しております。

⑦「純資産の部」とは…

信用金庫の自己資本を処理する諸科目の総括勘定であり、「会員勘定合計」と「評価・換算差額等合計」から成り立っています。

⑧「利益準備金」とは…

信用金庫法で毎事業年度の剰余金のうちから出資金総額に達するまで一定割合を積み立てることが義務付けられており、これによる準備金を処理する勘定です。

⑨「特別積立金」とは…

法律の規定によって積立てをするものではなく、総代会の決議によって剰余金のうちから任意に積立てる積立金のことです。

⑩「その他の有価証券評価差額金」とは…

有価証券のうち、その他の有価証券の含み損益につきまして、税効果相当額を控除した額のことです。

■ 損益計算書 その1

(単位：千円)

科 目		2023年4月1日～ 2024年3月31日	2024年4月1日～ 2025年3月31日
①	経常収益	14,102,420	15,116,313
	資金運用収益	11,667,709	12,696,760
	貸出金利息	6,484,672	6,934,685
	預け金利息	484,188	1,099,099
	有価証券利息配当金	4,576,170	4,540,734
②	その他の受入利息	122,678	122,239
③	役務取引等収益	1,432,700	1,516,307
	受入為替手数料	488,132	509,767
	その他の役務収益	944,568	1,006,540
	その他業務収益	804,368	317,650
	外国為替売買益	27,372	23,871
	国債等債券売却益	700,432	220,273
④	その他の業務収益	76,562	73,505
	その他経常収益	197,641	585,594
	償却債権取立益	6,776	17,091
	株式等売却益	181,945	562,858
	その他の経常収益	8,919	5,644
⑤	経常費用	11,052,709	14,126,824
	資金調達費用	184,753	1,206,003
	預金利息	175,592	1,127,903
	給付補填備金繰入額	5,447	5,715
	借入金利息	—	68,817
	その他の支払利息	3,714	3,566
⑥	役務取引等費用	819,504	855,381
	支払為替手数料	53,131	59,000
	その他の役務費用	766,373	796,381
	その他業務費用	693,853	646,034
	国債等債券売却損	692,668	644,752
	その他の業務費用	1,185	1,281
	経費	8,541,732	8,791,190
	人件費	5,346,180	5,436,835
	物件費	2,866,289	3,048,234
	税金	329,262	306,119
	その他経常費用	812,864	2,628,215
⑦	貸倒引当金繰入額	466,063	2,035,879
⑧	貸出金償却	241,457	298,258
	株式等売却損	12,445	85,150
	その他資産償却	366	364
	その他の経常費用	92,532	208,561
	経常利益	3,049,710	989,488

①「資金運用収益」とは…

当金庫が資金を運用して得た利息収益であり、貸出金の利息や有価証券の利息・配当金などが該当します。

②「その他の受入利息」とは…

資産勘定から生じる受入利息であり、主なものとして「信金中金出資金」勘定の出資配当金や外国為替関連の受入利息などが該当します。

③「役務取引等収益」とは…

お客さまに対する各種サービスの手数料が該当します。主なものは、送金や代金取立等の為替業務に基づく「受入為替手数料」や為替業務以外の代理貸付手数料や口座振替手数料、投資信託・保険の窓販などに伴う「その他の役務収益」から成っています。

④「その他の業務収益」とは…

特定の受入勘定がないものであり、団体信用生命保険の配当金などが該当します。

⑤「資金調達費用」とは…

当金庫が資金を調達するために支払った費用であり、大半は預金利息です。

⑥「役務取引等費用」とは…

お客さまにサービスをご提供する一環として、他機関などから受ける役務の対価として支払う手数料のことです。

⑦「貸倒引当金繰入額」とは…

一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の繰入額の合計額であり、貸倒見込額を一定の基準に基づき算出し繰り入れます。

⑧「貸出金償却」とは…

回収見込みのない貸出金などを貸倒れ処理したものであり、貸出金を直接減額するため、直接償却と呼ばれています。

■ 損益計算書 その2

(単位：千円)

科 目		2023年4月1日～ 2024年3月31日	2024年4月1日～ 2025年3月31日
①	特別利益	－	3,136
	固定資産処分益	－	3,136
	特別損失	5,469	1,247
	固定資産処分損	5,469	1,247
	税引前当期純利益	3,044,241	991,377
	法人税、住民税及び事業税	896,222	640,710
	法人税等調整額	△ 75,240	△ 440,032
	法人税等合計	820,982	200,678
	当期純利益	2,223,259	790,698
	繰越金（当期首残高）	1,052,382	1,055,532
当期末処分剰余金		3,275,641	1,846,231

①「法人税等調整額」とは・・・

税効果会計の適用により計上される法人税、住民税および事業税の調整額のことです。

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目		2023年4月1日～ 2024年3月31日	2024年4月1日～ 2025年3月31日
	当期末処分剰余金	3,275,641	1,846,231
	繰越金（当期首残高）	1,052,382	1,055,532
	当期純利益	2,223,259	790,698
	利益準備金取崩額	13,184	12,863
	計	3,288,825	1,859,094
	剰余金処分額	2,233,293	832,764
	普通出資に対する配当金	33,293	32,764
	（配当率）	（4%）	（4%）
	特別積立金	2,200,000	800,000
	繰越金（当期末残高）	1,055,532	1,026,330

2024年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、財務諸表という）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性を確認しております。

2025年6月20日

蒲郡信用金庫

理事長 岡本 聡哉

貸借対照表の注記事項 (2025年3月31日)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 6年～50年

その他 3年～20年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は950百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在）
0.72%

③ 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金141百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
16. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金（貸出金に係るもの）	7,167百万円
-----------------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。貸倒引当金の算出にあたり、見積りの要素となる債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等を総合的に勘

案して検討しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、原材料価格、輸送コストの高騰、円安といった経済環境の変化、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

3百万円

19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務は残高がありません。

20. 子会社等の株式の総額 251百万円

21. 子会社等に対する金銭債権総額 1,992百万円

22. 子会社等に対する金銭債務総額 1,081百万円

23. 有形固定資産の減価償却累計額 9,099百万円

24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 3,376百万円

危険債権額 22,245百万円

三月以上延滞債権額 ー百万円

貸出条件緩和債権額 538百万円

合計額 26,160百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,567百万円であります。

26. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 130,938百万円

預け金 855百万円

保証金 1百万円

担保資産に対応する債務

預 金 20,233百万円

借入金 119,000百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金20,000百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は94百万円であります。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は292百万円であります。

28. 出資1口当たりの純資産額 31,799円81銭

29. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には為替変動リスクヘッジの一環で行っている為替予約・通貨スワップがあります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・保全不足限度額、大口与信管理、融資ポートフォリオ管理、信用リスク量の計測、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

金利リスクについては、的確に把握し厳正に管理するため、ALMに関する各種要領等を制定し、これらの要領等に基づき、リスク管理を行っております。金利リスクの管理方法については、金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、マチュリティアナリシスや金利感応度分析等によりモニタリングを行い、これらについては定期的にリスク管理委員会等に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、日々の為替リスク・ポジションを管理し、為替予約を行っております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、「市場リスク管理要領」に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式のうち事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引（為替予約）に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、為替持高（為替リスク回避）管理マニュアル等に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「〔信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項〕（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショック」を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、39,498百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金については、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金（※1）	411,513	407,922	△3,590
(2) 有価証券	541,705	541,699	△6
満期保有目的の債券	1,276	1,269	△6
その他有価証券（※4）	540,429	540,429	—
(3) 貸出金（※1）	627,250	—	—
貸倒引当金（※2）	△7,167	—	—
	620,083	614,033	△6,049
金融資産計	1,573,302	1,563,655	△9,647
(1) 預金積金（※1）	1,450,753	1,445,114	△5,638
(2) 借入金（※1）	119,000	118,494	△505
金融負債計	1,569,753	1,563,609	△6,143
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	1	1	—

（※1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

（※4）その他の有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、各利払時期におけるキャッシュ・フローをその時期に応じたディスカウントファクターで割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、31. から33. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

なお、残存期間が短期間（1年以内）の貸出金（証書貸出を除く）は貸出金計上額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約・通貨スワップ）があります。割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区分	貸借対照表計上額
子法人等株式（※1）	251
非上場株式（※1）	255
信金中央金庫出資金（※1）	6,850
組合出資金（※2）	464
合計	7,822

(※1) 子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（※1）	157,448	100,355	26,000	15,000
有価証券	6,623	156,669	162,450	210,400
満期保有目的の債券	8	1,184	100	—
その他の有価証券のうち満期があるもの	6,615	155,485	162,350	210,400
貸出金（※2）	101,146	177,996	133,945	167,309
合計	265,217	435,020	322,395	392,709

(※1) 預け金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、延滞している債権、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	1,188,974	261,414	21	341
借入金	89,400	29,600	—	—
合計	1,278,374	291,014	21	341

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」であります。以下、33.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	30	30	0
	小計	30	30	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	984	980	△4
	社債	262	259	△2
	小計	1,246	1,239	△6
合計		1,276	1,269	△6

その他の有価証券 (単位：百万円)				
	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,453	576	876
	債券	17,558	17,472	85
	国債	6,117	6,047	69
	地方債	909	908	0
	社債	10,532	10,516	15
	その他	32,661	30,033	2,628
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計	51,673	48,082	3,591
	株式	552	618	△66
	債券	458,705	514,046	△55,340
	国債	65,724	79,507	△13,782
	地方債	61,297	72,076	△10,779
	社債	331,683	362,461	△30,777
合計	その他	29,498	29,976	△478
	小計	488,756	544,641	△55,885
合計		540,429	592,723	△52,294

32. 当事業年度中に売却したその他の有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	738	45	85
債券	4,560	105	644
国債	2,191	—	582
地方債	—	—	—
社債	2,369	105	62
その他	5,239	631	—
合計	10,537	783	729

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日における時価が取得原価に比べ30%以上下落したものとしております。

減損処理にあたっては、時価のある銘柄は、決算日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行い、30%以上50%未満の銘柄については、過去一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移、信用度を考慮の上、時価の回復可能性があるものと認められる銘柄を除き減損処理しております。

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は36,579百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが31,675百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

その他有価証券評価差額金	14,643百万円
貸倒引当金	1,583
退職給付信託財産	640
賞与引当金	171
偶発損失引当金	114
土地減損損失	108
その他	253
繰延税金資産小計	17,515
評価性引当金	△140
繰延税金資産合計	17,375
繰延税金負債	
前払年金費用	361
繰延税金負債合計	361
繰延税金資産の純額	17,013

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.3%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.0%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は411百万円増加し、その他有価証券評価差額金は366百万円減少し、法人税等調整額は45百万円増加します。

36. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	53百万円
契約負債	－百万円

37. 会計方針の変更
変更はありません。

損益計算書の注記事項（2025年3月期）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 477円03銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、1,486,014千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

役職員の報酬体系の情報開示について

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金等」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において協議により決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金等】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。（役員の分掌変更の場合には、最終退任時に支払う場合もあります。）また、退職功労金として理事会の決定により退職慰労金の一定の範囲内で支給できるとしております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金等の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	295

(注) ①対象役員に該当する理事は12名、監事は2名です。

②上記の内訳は、「基本報酬」230百万円、「賞与」29百万円、「退職慰労金等」35百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち、当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金等」は、当年度中に支払った退職慰労金等（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額に、退職功労金の支給があった場合はこの分を加算しております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) ①対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

②「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、2024年度においては、該当する会社はありませんでした。

③「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

④2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

資産内容の開示

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

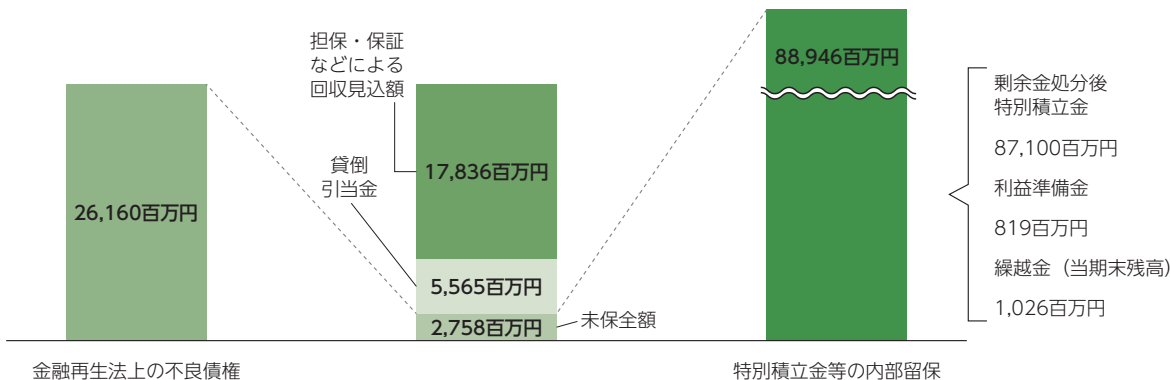
(単位：百万円)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	3,108	3,108	2,024	1,084	100.0%	100.0%
	2024年度	3,376	3,376	2,294	1,081	100.0%	100.0%
危険債権	2023年度	18,930	16,691	13,808	2,882	88.1%	56.2%
	2024年度	22,245	19,751	15,359	4,392	88.7%	63.7%
要管理債権	2023年度	541	299	187	112	55.3%	31.7%
	2024年度	538	273	182	91	50.8%	25.7%
	三月以上延滞債権	2023年度	—	—	—	—	—
		2024年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	2023年度	541	299	187	55.3%	31.7%
		2024年度	538	273	91	50.8%	25.7%
小計 (A)	2023年度	22,581	20,100	16,021	4,078	89.0%	62.2%
	2024年度	26,160	23,401	17,836	5,565	89.4%	66.9%
正常債権 (B)	2023年度	599,599					
	2024年度	602,650					
総与信残高 (A) + (B)	2023年度	622,180					
	2024年度	628,811					

- 注記**
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 - 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 - 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 - 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 - 「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 - 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

金融再生法に基づく不良債権と特別積立金等の備えについて（2024年度）

金融再生法に基づく不良債権額が26,160百万円といっても、この金額がすべて損失につながるものではありません。担保や保証などによる回収見込額が17,836百万円あり、さらに引当基準に従って5,565百万円の貸倒引当金を計上しておりますので、保全されていない金額は差し引き2,758百万円となります。これに対して、特別積立金などの内部留保が88,946百万円ありますので、備えは十分でできております。



経営指標

■ 直近5事業年度における主要な事業の状況

(単位：百万円、人)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	14,890	14,452	13,410	14,102	15,116
経常利益	2,410	3,113	2,126	3,049	989
当期純利益	1,815	2,371	1,573	2,223	790
出資総額 (出資総口数)	867 (1,735,982口)	859 (1,719,430口)	845 (1,691,977口)	832 (1,665,609口)	819 (1,639,882口)
純資産額	87,756	83,386	74,302	70,081	52,147
総資産額	1,551,479	1,608,240	1,623,457	1,630,462	1,627,743
預金積金残高	1,360,874	1,413,011	1,427,119	1,435,940	1,450,753
貸出金残高	611,958	614,110	619,508	620,557	627,250
有価証券残高	549,749	580,415	595,182	563,128	542,677
単体自己資本比率	14.22%	13.90%	13.69%	13.82%	14.00%
出資に対する配当金 (出資1口当り)	34 (19円)	34 (19円)	33 (19円)	33 (19円)	32 (19円)
役員数	17	17	15	17	16
うち常勤役員数	13	13	11	13	12
職員数	810	786	751	728	731
会員数	51,403	51,565	51,519	51,026	50,578

■ 利益率

(単位：％)

注記

	2022年度	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.13	0.18	0.06
総資産当期純利益率	0.09	0.13	0.04

総資産経常

経常（当期純）利益
(当期純) 利益率 = $\frac{\text{総資産（債務保証見返除く）平均残高}}{\text{総資産（債務保証見返除く）平均残高}} \times 100$

この比率は資産規模に対する利益の比率をみる指標であり、一般的にROA（Return On Asset の略）といわれております。

■ 利 鞘

(単位：％)

注記

	2022年度	2023年度	2024年度
資金運用利回	0.72	0.72	0.78
資金調達原価率	0.58	0.56	0.65
総資金利鞘	0.14	0.15	0.13

総資金利鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

この比率は運用資金全体の収益力をみる指標です。

■ 業務粗利益

(単位：百万円、％)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
業務純益	3,335	3,109	2,968	3,522	2,703
業務粗利益	12,911	12,412	11,755	12,206	11,823
資金利益	11,653	11,243	11,379	11,482	11,490
役務取引等収支	514	562	622	613	660
その他業務収支	743	606	△ 246	110	△ 328
業務粗利益率	0.88	0.80	0.73	0.75	0.73

注記

1. 業務純益 = 業務粗利益 - (経費 + 一般貸倒引当金の純繰入額)

業務純益は金融機関の基本的な業務に係わる利益概念で、一般企業の営業利益にあたるものです。

2. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平残}} \times 100$ この比率は事業の収益性を示す指標です。

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしてありません。

■ 業務純益

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
業務純益	3,522	2,703
実質業務純益	3,634	2,899
コア業務純益	3,626	3,323
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	3,626	3,323

注記

1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、％)

	2023年度			2024年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	1,607,578	11,667	0.72	1,613,079	12,696	0.78
うち貸出金	609,537	6,484	1.06	610,045	6,934	1.13
うち預け金	379,258	484	0.12	398,816	1,099	0.27
うち買入金銭債権	238	2	1.24	173	2	1.33
うち有価証券	613,359	4,576	0.74	596,995	4,540	0.76
資金調達勘定	1,541,738	184	0.01	1,546,208	1,206	0.07
うち預金積金	1,422,822	181	0.01	1,426,468	1,133	0.07
うち借入金	118,145	－	－	119,000	68	0.05

注記

1. 「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高（2023年度5,781百万円、2024年度6,399百万円）を控除しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位：百万円)

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	125	△ 43	82	39	989	1,029
うち貸出金	13	△ 58	△ 44	5	444	450
うち預け金	12	0	11	23	591	614
うち有価証券	45	69	115	△ 121	85	△ 35
うちその他	△ 5	5	0	40	△ 41	△ 0
支払利息	1	△ 22	△ 21	0	1,020	1,021
うち預金積金	0	△ 21	△ 20	0	952	952
うち借入金	－	－	－	－	68	68
うちその他	0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0

注記

1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 経費の内訳

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
人件費	5,346	5,436
報酬給料手当	4,339	4,538
その他	1,007	898
物件費	2,866	3,048
事務費	1,284	1,397
うち旅費・交通費	4	6
通信費	115	112
事務機械賃借料	76	73
事務委託費	845	948
固定資産費	454	418
うち土地建物賃借料	40	41
保全管理費	272	271
事業費	202	236
うち広告宣伝費	88	107
人事厚生費	127	123
減価償却費	591	663
その他（預金保険料）	206	208
税金	329	306
合計	8,541	8,791

預金業務

■ 預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	710,164	49.9	729,435	51.1
定期性預金	706,609	49.7	690,524	48.4
その他	4,530	0.3	4,939	0.3
外貨預金	1,518	0.1	1,569	0.1
計	1,422,822	100.0	1,426,468	100.0
譲渡性預金	—	—	—	—
合計	1,422,822	100.0	1,426,468	100.0

- 注記 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
3. その他＝別段預金＋納税準備預金
4. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 定期預金残高

(単位：百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
定期預金	633,655	100.0	651,852	100.0
固定金利定期預金	633,400	99.7	651,625	99.9
変動金利定期預金	255	0.0	227	0.0
その他定期預金	0	0.0	0	0.0

- 注記 1. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
2. 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. その他定期預金：規制金利の一般定期と期日指定定期預金の合計

■ 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	1,077,987	75.1	1,096,575	75.5
一般法人	326,055	22.7	326,055	22.4
金融機関	4,582	0.3	5,609	0.3
公金	27,314	1.9	22,513	1.5
合計	1,435,940	100.0	1,450,753	100.0

- 注記 個人の預金残高は、毎年着実に増加しており、2024年度は前期比185億円（1.72%）増加しました。

■ 1店舗当り預金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
預金	33,393	33,738

- 注記 店舗には出張所を含んでおりません。

■ 職員1人当り預金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
預金	1,937	1,984

融資業務

貸出金科目別残高

(単位：百万円、%)

		2023年度		2024年度	
		金額	構成比	金額	構成比
割引手形	末残	2,347	0.3	1,567	0.2
	平残	1,949	0.3	1,828	0.2
手形貸付	末残	43,490	7.0	44,657	7.1
	平残	43,437	7.1	42,904	7.0
証書貸付	末残	532,553	85.8	535,941	85.4
	平残	527,459	86.5	529,425	86.4
当座貸越	末残	42,164	6.7	45,083	7.1
	平残	36,691	6.0	35,886	5.8
合計	末残	620,557	100.0	627,250	100.0
	平残	609,537	100.0	610,045	100.0

注記 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利及び変動金利の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出	313,479	50.5	312,795	49.9
変動金利貸出	307,077	49.4	314,455	50.1
合計	620,557	100.0	627,250	100.0

1店舗当り貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金	14,431	14,587

注記 店舗には出張所を含んでおりません。

職員1人当り貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金	852	858

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	310,755	50.0	312,671	49.8
運転資金	309,800	49.9	314,578	50.1
合計	620,557	100.0	627,250	100.0

預貸率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期末	43.21	43.23
期中平均	42.84	42.76

注記 1. 預貸率＝貸出金÷（預金積金＋譲渡性預金）×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

貸出金償却額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金償却額	241	298

貸出金担保別内訳

(単位：百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当金庫預金積金	6,206	1.0	5,761	0.9
有価証券	302	0.0	351	0.0
動産	261	0.0	283	0.0
不動産	147,927	23.8	149,308	23.8
その他	506	0.0	1,183	0.1
計	155,204	25.0	156,888	25.0
信用保証協会・信用保険	134,630	21.7	135,128	21.5
保証	216,070	34.8	217,012	34.5
信用	114,651	18.4	118,221	18.8
合計	620,557	100.0	627,250	100.0

■ 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当金庫預金積金	9	0.9	18	1.7
有価証券	—	—	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	191	18.3	179	17.0
その他	—	—	—	—
計	201	19.2	197	18.7
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保証	268	25.6	209	19.9
信用	577	55.1	644	61.3
合計	1,047	100.0	1,050	100.0

■ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
消費者ローン	7,352	7,679
住宅ローン	123,336	122,060

■ 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
信金中央金庫	30	0.7	20	0.6
独立行政法人 住宅金融支援機構	2,286	59.6	1,529	51.9
独立行政法人 福祉医療機構	392	10.2	332	11.2
日本政策金融公庫 農林水産事業	1,074	28.0	1,010	34.3
独立行政法人 中小企業基盤整備機構	47	1.2	50	1.7
合計	3,831	100.0	2,942	100.0

■ 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

	先数	2023年度		先数	2024年度	
		金額	構成比		金額	構成比
製造業	1,070	71,303	11.5	1,084	70,699	11.2
農業、林業	149	3,540	0.6	135	3,186	0.5
漁業	33	550	0.1	31	468	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	4	283	0.0	5	377	0.0
建設業	1,446	46,309	7.5	1,539	50,678	8.0
電気・ガス・熱供給・水道業	39	7,175	1.2	41	6,632	1.0
情報通信業	22	457	0.0	25	547	0.0
運輸業、郵便業	191	11,571	1.9	202	12,174	1.9
卸売業、小売業	1,144	54,040	8.7	1,171	56,561	9.0
金融業、保険業	53	49,265	7.9	57	49,953	7.9
不動産業	1,366	114,162	18.4	1,416	117,369	18.7
物品賃貸業	12	2,041	0.3	11	2,802	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	157	4,895	0.8	171	4,967	0.7
宿泊業	16	2,297	0.4	15	2,218	0.3
飲食業	434	7,079	1.1	449	6,858	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	301	14,608	2.4	311	15,365	2.4
教育、学習支援業	41	3,808	0.6	45	3,749	0.5
医療、福祉	280	20,432	3.3	292	19,731	3.1
その他のサービス	889	23,851	3.8	929	26,430	4.2
小計	7,647	437,676	70.5	7,929	450,772	71.8
地方公共団体	10	26,314	4.2	10	21,771	3.4
個人	18,328	156,566	25.2	18,010	154,706	24.6
合計	25,985	620,557	100.0	25,949	627,250	100.0

- 【注記】 1. 当座貸越を含んでおります。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
3. 構成比は単位未満を切り捨てております。
4. 国外向けの貸出については、国内向けの貸出と同様に業種別に区分し、計数に含めております。

■ 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

	期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	1,414	1,526	—	1,414
	2024年度	1,526	1,722	—	1,526
個別貸倒引当金	2023年度	3,747	4,013	88	3,659
	2024年度	4,013	5,520	332	3,680
合計	2023年度	5,162	5,540	88	5,074
	2024年度	5,540	7,243	332	5,207

証券・その他の業務

■ 有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国債	95,928	15.6	88,090	14.7
地方債	82,553	13.4	72,067	12.0
社債	398,630	64.9	377,427	63.2
株式	960	0.1	1,009	0.1
外国証券	17,360	2.8	37,723	6.3
その他の証券	17,926	2.9	20,677	3.4
合計	613,359	100.0	596,995	100.0

■ 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

2023年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合 計
国債	4,035	—	—	—	13,378	62,644	—	80,057
地方債	3,001	622	410	1,854	15,915	42,865	—	64,669
社債	12,295	15,073	67,979	101,312	72,438	96,749	—	365,849
株式	—	—	—	—	—	—	1,726	1,726
外国証券	—	—	1,981	897	950	—	25,203	29,032
その他の証券	—	7	299	—	5	—	21,479	21,792
2024年度	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合 計
国債	—	984	—	1,874	17,256	52,711	—	72,825
地方債	—	1,007	1,176	1,085	22,000	36,937	—	62,206
社債	6,619	36,402	109,960	63,218	47,252	79,053	—	342,507
株式	—	—	—	—	—	—	2,512	2,512
外国証券	—	1,974	878	928	—	—	35,960	39,741
その他の証券	4	335	120	—	4	—	22,418	22,882

■ 外国為替取扱実績

(単位：件、千ドル)

	2023年度		2024年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
貿易	1,953	73,688	2,148	67,163
輸出	483	20,887	487	24,408
輸入	1,470	52,800	1,661	42,755
貿易外	1,405	21,315	1,197	23,009
受取	236	11,441	205	12,200
支払	1,169	9,874	992	10,808
合計	3,358	95,003	3,345	90,172

■ 外貨建資産残高

(単位：千ドル)

	2023年度	2024年度
外貨建資産残高	4,070	4,710

■ 預証率

(単位：%)

	2023年度	2024年度
期末	39.21	37.40
期中平均	43.10	41.85

- 注記 1. 預証率＝有価証券÷（預金積金＋譲渡性預金）×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 公共債引受・窓販実績

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
公共債引受	—	—
国債	—	—
地方債	—	—
政保債	—	—
公共債窓販実績	3,921	6,482

■ 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

	2023年度		2024年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
仕向為替	2,332	1,521,151	2,370	1,534,293
送金・振込	2,273	1,379,790	2,319	1,408,506
代金取立	59	141,361	50	125,786
被仕向為替	2,786	1,729,321	2,848	1,755,936
送金・振込	2,737	1,610,646	2,805	1,653,012
代金取立	49	118,675	42	102,923
合計	5,119	3,250,473	5,218	3,290,229

時価情報等

■ 有価証券

1. 売買目的有価証券 該当ありません。
2. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	270	274	4	30	30	0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	270	274	4	30	30	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	984	980	△ 4
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	262	259	△ 2
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	1,246	1,239	△ 6
合計		270	274	4	1,276	1,269	△ 6

【注記】 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの 該当ありません。
4. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,275	378	896	1,453	576	876
	債券	103,899	102,045	1,853	17,558	17,472	85
	国債	17,290	16,641	649	6,117	6,047	69
	地方債	19,734	19,551	182	909	908	0
	社債	66,873	65,851	1,021	10,532	10,516	15
	その他	38,205	35,365	2,840	32,661	30,033	2,628
	小計	143,380	137,789	5,591	51,673	48,082	3,591
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	186	207	△ 20	552	618	△ 66
	債券	406,407	437,998	△ 31,590	458,705	514,046	△ 55,340
	国債	62,766	71,043	△ 8,276	65,724	79,507	△ 13,782
	地方債	44,934	50,510	△ 5,575	61,297	72,076	△ 10,779
	社債	298,706	316,444	△ 17,737	331,683	362,461	△ 30,777
	その他	12,305	12,383	△ 77	29,498	29,976	△ 478
	小計	418,900	450,588	△ 31,688	488,756	544,641	△ 55,885
合計		562,280	588,377	△ 26,097	540,429	592,723	△ 52,294

【注記】 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれておりません。

5. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2023年度 貸借対照表計上額	2024年度 貸借対照表計上額
子法人等株式	—	251
関連法人等株式	7	—
非上場株式	256	255
信金中央金庫出資金	6,850	6,850
組合出資金	313	464
合計	7,428	7,822

■ 金銭の信託

1. 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
2. 運用目的の金銭の信託並びにその他の金銭の信託 該当ありません。

■ デリバティブ取引

1. 金利関連取引 該当ありません。
2. 通貨関連取引

(単位：百万円)

店頭	2023年度					2024年度			
	為替予約	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益
	売建	577	0	602	△ 25	1,127	0	1,101	26
	買建	484	0	512	28	1,093	0	1,097	4

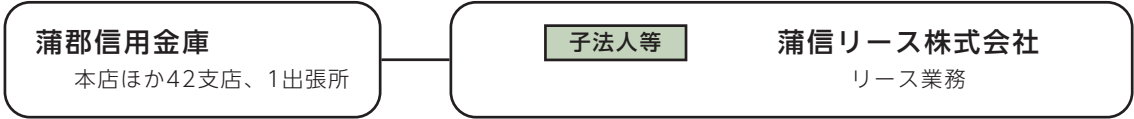
【注記】 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しておりますが、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので、当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。
2. 時価の算定につきましては、割引現在価値等により算定しております。
3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号）に基づきヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等については、上記記載から除いております。

3. 株式関連取引 4. 債券関連取引 5. 商品関連取引 6. クレジットデリバティブ取引 いずれも該当ありません。

連結情報

■ 主要な事業の内容及び組織の構成

蒲郡信用金庫グループは、当金庫、子法人等1社で構成され、信用金庫業務を中心に、リース業務などの金融サービスを提供しております。



* 蒲信リース株式会社は、当金庫が2025年2月に株式を一部追加取得したことにより、当連結会計年度から連結対象としております。

■ 子法人等の概要

名称	蒲信リース株式会社
所在地	蒲郡市神明町2番1号 TEL. 0533-67-7161
資本金	50百万円
事業の内容	リース業務
設立年月日	昭和59年7月10日
当金庫の議決権比率	44.50%
子会社等の議決権比率	—

■ 事業概況

蒲信リース(株)

2025年3月期（第41期）については、売上高が1,483百万円（前期比9%増加）と堅調に推移するなか、貸倒損失が発生し営業利益は△2百万円となりましたが、株式売却益等の計上により経常利益は144百万円（同比113%増加）となり、当期純利益は130百万円（同比202%増加）を確保しました。

■ 主要な連結経営指標

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
連結経常収益	14,903	14,457			15,135
連結経常利益	2,413	3,118			1,009
親会社株主に帰属する当期純利益	1,816	2,376			1,167
連結純資産額	88,097	83,680			53,994
連結総資産額	1,551,749	1,608,534			1,629,230
連結自己資本比率	14.27%	13.94%			14.06%

注記 連結自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第21号）に定められた算式に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

■ 事業の種類別セグメント情報

連結グループは信用金庫業務以外に一部でリース業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

■ 連結信用金庫法開示債権

(単位：百万円)

区 分	2023年度	2024年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		3,468
危険債権		22,270
三月以上延滞債権		—
貸出条件緩和債権		538
小計（A）		26,277
正常債権（B）		604,069
総与信残高（A）＋（B）		630,346

注記

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」以外の債権です。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。
- 連結ベースの保全状況は単体ベースとの差額において重要性が乏しいため、省略しています。

■ 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2024年3月末	2025年3月末
(資産の部)		
現金及び預け金		423,458
有価証券		542,455
貸出金		625,258
外国為替		221
その他資産		12,763
有形固定資産		12,696
無形固定資産		223
退職給付に係る資産		1,295
繰延税金資産		17,072
債務保証見返		1,050
貸倒引当金		△ 7,265
資産の部合計		1,629,230

(単位：百万円)

科 目	2024年3月末	2025年3月末
(負債の部)		
預金積金		1,449,671
借入金		119,449
外国為替		34
その他負債		3,777
賞与引当金		548
役員賞与引当金		31
役員退職慰労引当金		244
偶発損失引当金		421
睡眠預金払戻損失引当金		8
債務保証		1,050
負債の部合計		1,575,236
(純資産の部)		
出資金		819
利益剰余金		89,658
会員勘定合計		90,478
その他有価証券評価差額金		△ 37,648
評価・換算差額等合計		△ 37,648
非支配株主持分		1,164
純資産の部合計		53,994
負債及び純資産の部合計		1,629,230

■ 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年4月1日～ 2024年3月31日	2024年4月1日～ 2025年3月31日
経常収益		15,135
資金運用収益		12,696
貸出金利息		6,934
預け金利息		1,099
有価証券利息配当金		4,540
その他の受入利息		122
役務取引等収益		1,516
その他業務収益		317
その他経常収益		605
償却債権取立益		17
その他の経常収益		588
経常費用		14,126
資金調達費用		1,206
預金利息		1,127
給付補填備金繰入額		5
借入金利息		68
その他の支払利息		3
役務取引等費用		855
その他業務費用		646
経費		8,791
その他経常費用		2,628
貸出金償却		298
貸倒引当金繰入額		2,035
その他の経常費用		294
経常利益		1,009

(単位：百万円)

科 目	2023年4月1日～ 2024年3月31日	2024年4月1日～ 2025年3月31日
特別利益		360
固定資産処分益		3
その他の特別利益		356
特別損失		1
固定資産処分損		1
税金等調整前当期純利益		1,367
法人税、住民税及び事業税		640
法人税等調整額		△ 440
法人税等合計		200
当期純利益		1,167
親会社株主に帰属する当期純利益		1,167

■ 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年4月1日～ 2024年3月31日	2024年4月1日～ 2025年3月31日
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高		88,524
利益剰余金増加高		1,167
利益剰余金減少高		33
配当金		33
利益剰余金期末残高		89,658

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 1社
会社名：蒲信リース株式会社
蒲信リース株式会社は、当金庫が令和7年2月20日に株式を一部取得したことにより、当連結会計年度から連結対象としております。
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。
 - (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 1社
4. のれんの償却に関する事項
該当ありません。
5. 剰余金処分項目等の取扱に関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基いて作成しております。

連結貸借対照表の注記事項 (2025年3月31日)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 6年～50年
その他 3年～20年
連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
5. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」とい

う。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は950百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理
「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額と年金資産の額の差額を計上しております。
なお、連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
① 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
年金資産の額 1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円
差引額 △21,384百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在） 0.72%

③ 補足説明

前期①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金141百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、前期②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 13. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
 14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 15. 連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 16. 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
 17. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、連結損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
 18. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
 19. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金（貸出金に係るもの）	7,165百万円
-----------------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。貸倒引当金の算出にあたり、見積りの要素となる債務者区分は、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力や貸出条件及びその履行状況等を総合的に勘案して検討しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、原材料価格、輸送コストの高騰、円安といった経済環境の変化、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 20. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
- | |
|------|
| 3百万円 |
|------|
21. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務は残高がありません。
 22. 有形固定資産の減価償却累計額
- | |
|----------|
| 9,297百万円 |
|----------|
23. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権

は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息、仮払金、債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,468百万円
危険債権額	22,270百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	538百万円
合計額	26,277百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,567百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	130,938百万円
預け金	855百万円
保証金	1百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	20,233百万円
借入金	119,000百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金20,000百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は94百万円であります。

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は292百万円であります。

27. 出資1口当たりの純資産額
- | |
|------------|
| 32,925円87銭 |
|------------|

28. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引には為替変動リスクヘッジの一環で行っている為替予約・通貨スワップがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額・保全不足限度額、大口与信管理、融資ポートフォリオ管理、信用リスク量の計測、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

金利リスクについては、的確に把握し厳正に管理するため、ALMに関する各種要領等を制定し、これらの要領等に基づき、リスク管理を行っております。金利リスクの管理方法については、金融資産及び金融負債の金利や期間を総合的に把握し、マチュリティアラダー分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、これらについては定期的にリスク管理委員会等に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、日々の為替リスク・ポジションを管理し、為替予約を行っております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、「市場リスク管理要領」に従い行われております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫グループで保有している株式のうち事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金運用部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引（為替予約）に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、為替持高（為替リスク回避）管理マニュアル等に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたって

の定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は、39,480百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方式）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金については、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（*1）	411,518	407,927	△3,590
(2) 有価証券	541,734	541,728	△6
満期保有目的の債券	1,276	1,269	△6
その他有価証券（*4）	540,458	540,458	—
(3) 貸出金（*1）	625,258	—	—
貸倒引当金（*2）	△7,165	—	—
	618,092	612,042	△6,049
金融資産計	1,571,346	1,561,698	△9,647
(1) 預金積金（*1）	1,449,671	1,444,032	△5,638
(2) 借入金（*1）	119,449	118,942	△506
金融負債計	1,569,120	1,562,975	△6,144
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1	1	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	1	1	—

（*1）預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（*4）その他の有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区

分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、各利払時期におけるキャッシュ・フローをその時期に応じたディスカウントファクターで割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30. から32. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額。

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額。

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額。

なお、残存期間が短期間（1年以内）の貸出金（証書貸出を除く）は貸出金計上額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫並びに連結される子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約・通貨スワップ）があります。割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	255
信金中央金庫出資金（*1）	6,850
組合出資金（*2）	464
合計	7,570

（*1）非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（*2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（*1）	157,448	100,357	26,000	15,000
有価証券	6,623	156,669	162,450	210,400
満期保有目的の債券	8	1,184	100	—
その他有価証券のうち満期があるもの	6,615	155,485	162,350	210,400
貸出金（*2）	99,688	177,462	133,945	167,309
合計	263,759	434,488	322,395	392,709

（*1）預け金のうち、期間の定めのないものは含めておりません。

（*2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、延滞している債権、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（*）	1,187,898	261,409	21	341
借入金	89,540	29,908	—	—
合計	1,277,438	291,317	21	341

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらは、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」であります。以下、32.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	30	30	0
	小計	30	30	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	984	980	△4
	社債	262	259	△2
	小計	1,246	1,239	△6
	合計	1,276	1,269	△6

その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,482	580	901
	債券	17,558	17,472	85
	国債	6,117	6,047	69
	地方債	909	908	0
	社債	10,532	10,516	15
	その他	32,661	30,033	2,628
	小計	51,072	48,086	3,616
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	552	618	△66
	債券	458,705	514,046	△55,340
	国債	65,724	79,507	△13,782
	地方債	61,297	72,076	△10,779
	社債	331,683	362,461	△30,777
	その他	29,498	29,976	△478
	小計	488,756	544,641	△55,885
	合計	540,458	592,727	△52,268

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	872	177	85
債券	4,560	105	644
国債	2,191	—	582
地方債	—	—	—
社債	2,369	105	62
その他	5,239	631	—
合計	10,672	914	729

32. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結決算日における時価が取得原価に比べ30%以上下落したものとしております。

減損処理にあたっては、時価のある銘柄は、連結決算日における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行い、30%以上50%未満の銘柄については、過去一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移、信用度を考慮の上、時価の回復可能性があると思われる銘柄を除き減損処理しております。

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は36,549百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが31,645百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△3,703百万円
年金資産（時価）	6,902
未積立退職給付債務	3,198
未認識数理計算上の差異	△1,903
未認識過去勤務費用（債務の減額）	－
連結貸借対照表計上額の純額	1,295
退職給付に係る資産	1,295
退職給付に係る負債	－

35. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.3%から、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.0%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は411百万円増加し、その他有価証券評価差額金は366百万円減少し、法人税等調整額は45百万円増加します。

36. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当連結会計年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	－百万円
顧客との契約から生じた債権	53百万円
契約負債	－百万円

37. 追加情報

当金庫における一部の関連法人について、当金庫が令和7年2月20日に株式を一部取得したことにより、子法人等へ移行しております。これに伴い、当連結会計年度では、連結会計基準に基づき、令和7年3月31日に株式の一部取得が行われたものとみなして連結財務諸表を作成しております。

連結損益計算書の注記事項（2025年3月期）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額
704円19銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当連結会計年度における顧客との契約から生じる収益は、1,486百万円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代理取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料 投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料 保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料 その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

（注）役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

- 当金庫における一部の関連法人について、当金庫が令和7年2月20日に株式を一部取得したことにより、子法人等へ移行しております。これに伴い、当連結会計年度では、連結会計基準に基づき、令和7年3月31日に株式の一部取得が行われたものとみなして連結財務諸表を作成しております。

自己資本の充実の状況等について

■ 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項（単体）

2025年3月末の自己資本額（903億円）は、主にこれまでの利益から長年積み立ててきた特別積立金等の利益剰余金（889億円）、地域の皆さまからの出資金（8億円）等により構成されています。

（単位：百万円、％）

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	89,021	89,766
うち、出資金及び資本剰余金の額	832	819
うち、利益剰余金の額	88,221	88,979
うち、外部流出予定額（△）	33	32
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,526	1,722
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,526	1,722
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	90,547	91,488
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	210	156
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	210	156
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	716	941
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	926	1,097
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	89,620	90,390
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	624,993	625,788
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	23,120	19,689
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	648,113	645,478
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	13.82	14.00

注記 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。
2. 金額、比率とも単位未満を切り捨てています。

2. 自己資本の充実度に関する事項（単体）

自己資本の充実度に関しまして、当金庫の自己資本の額は903億円に達し、皆さまに安心してお取引いただける堅実経営の源泉になっています。また、自己資本比率は金融機関の財務の健全性をみるうえでの最も代表的な指標ですが、当金庫の2025年3月期の自己資本比率は14.00%に達し、国内基準4%を大きく上回り、経営の健全性・安全性を充分保持しております。

（単位：百万円）

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	624,993	24,999	625,788	25,031
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	580,485	23,219	577,696	23,107
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	1,635	65	1,395	55
我が国の政府関係機関向け	5,218	208	4,875	195
地方三公社向け	3	0	34	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	72,380	2,895	77,839	3,113
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	9,838	393
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	246,554	9,862	235,373	9,414
中小企業等向け及び個人向け	103,679	4,147	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	50,147	2,005
トランザクター向け	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	14,385	575	—	—
不動産取得等事業向け	117,919	4,716	—	—
不動産関連向け	—	—	140,421	5,616
自己居住用不動産等向け	—	—	43,145	1,725
賃貸用不動産向け	—	—	58,029	2,321
事業用不動産関連向け	—	—	39,246	1,569
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	6,952	278
三月以上延滞等	756	30	—	—
延滞等向け	—	—	12,535	501
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	914	36
取立未済手形	136	5	140	5
信用保証協会等による保証付	3,456	138	3,891	155
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	919	36	—	—
出資等のエクスポージャー	919	36	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	3,763	150
上記以外	13,440	537	39,411	1,576
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,850	274	6,850	274
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	5,696	227	6,956	278
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	893	35	25,604	1,024
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	44,493	1,779	48,063	1,922
リスク・スルー方式	44,493	1,779	48,063	1,922
マंडレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八%で除して得た額（簡便法）	14	0	27	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額	23,120	924	19,689	787
BI	—	—	13,126	—
BIC	—	—	1,575	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	648,113	25,924	645,478	25,819

注記

- 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
- 「エクスポージャー」とは資産（派生商品取引）によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2023年度計数）。
- 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
- 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。
- 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

各種リスク管理態勢について

【信用リスクに関する事項】

<リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く>

1. 信用リスクの管理方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の業況悪化や破綻等で融資等の回収が困難となることにより被るリスクです。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクと認識し、「信用リスク管理要領」に基づき、与信業務の健全な運営を期して適正なリスクの把握と適切なリスク管理を行うことにより、資産の健全性を維持・確保することを基本方針としています。審査部門は営業推進部門とは明確に分離され、厳格に審査するほか、財務情報に定性情報を加味した企業格付を実施し、お取引先の状況把握、分析を行っています。貸倒引当金の計上基準は、資料編P.5「貸借対照表の注記事項」記載の通りです。また、将来、予想される損失については、法令等に基づき適切な貸倒引当を行っています。なお、信用リスクの変動状況等は、リスク管理委員会等に適宜、報告される態勢となっています。

2. 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトとは、自己資本比率を算出する際の分母相当額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産の種類ごとの掛け目のことです。当金庫は、自己資本比率の算出方法は、予め定められたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しております。この手法を採用する金融機関では、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関等の信用評価（格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用します。当金庫では、保有資産について、次の3社の評価をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

国内債および本邦法人向けエクスポージャー（保証を含む）については、以下の2社の評価によるものとしています。

- ① 株式会社 格付投資情報センター
- ② 株式会社 日本格付研究所

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など様々な角度から可否を判断しており、担保・保証等に過度に依存しないようあくまでも補完的な位置づけとして、次の手法を採用しています。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

(1) 適格金融資産担保

定期預金および定期積金を担保としている貸出金については、担保額を信用リスク削減額とします。なお、担保額は貸出債権額を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内とします。

(2) 貸出金と当金庫預金の相殺

ご融資先毎に貸出金と担保に供されていない預金の一部を信用リスク計算上相殺しています。相殺に使用する預金の種類は積立定期預金を除く定期預金および定期積金としています。また、信用リスク削減額は、貸出金の残存期間を上回る預金については、全額、下回る預金については、定められたルールに基づく調整率を乗じた額としています。

(3) 保証

国、地方公共団体等および適格格付機関の格付を有している法人等が保証している債権（保証されている部分に限る）について、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に、業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

4. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高					三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー	
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバテ ィブ以外のオフ・バラン ス取引		債 券			
		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度			2024年度
国内		1,726,659	1,800,684	768,316	846,589	541,019	533,487	696	17,206
国外		3,990	3,931	96	35	3,893	3,896	－	－
地域別合計		1,730,649	1,804,615	768,413	846,624	544,913	537,383	696	17,206
製造業		190,072	187,160	71,792	67,575	118,115	118,748	135	3,639
農業、林業		3,906	2,412	3,906	2,412	－	－	15	1,134
漁業		706	613	706	613	－	－	4	10
鉱業、採石業、砂利採取業		283	377	283	377	－	－	－	－
建設業		58,695	60,907	50,953	54,168	7,705	6,702	107	1,679
電気・ガス・熱供給・水道業		31,897	31,301	7,280	6,756	24,532	24,533	－	－
情報通信業		3,399	3,854	457	544	2,929	3,222	－	2
運輸業、郵便業		89,041	86,936	11,850	12,365	76,777	74,460	－	94
卸売業		51,276	51,687	30,347	31,312	20,847	20,222	57	1,229
小売業		34,378	34,009	24,396	24,044	9,956	9,939	192	891
金融業、保険業		556,924	561,457	49,437	51,318	94,423	91,154	－	0
不動産業		142,193	141,932	115,608	115,850	26,545	26,042	0	2,887
物品賃貸業		7,193	5,668	2,064	2,823	5,120	2,592	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		4,593	4,521	4,593	4,521	－	－	－	12
宿泊業		2,254	2,176	2,254	2,176	－	－	42	42
飲食業		8,294	7,608	8,294	7,608	－	－	6	560
生活関連サービス業、娯楽業		15,918	15,627	15,849	15,558	－	－	－	1,137
教育、学習支援業		3,857	3,621	3,857	3,591	－	30	－	206
医療・福祉		21,528	20,452	21,528	20,452	－	－	－	279
その他のサービス		26,194	28,368	26,072	28,315	50	50	45	685
国・地方公共団体等		331,408	302,498	173,500	142,813	157,907	159,684	－	－
個人・その他		146,630	251,423	143,377	251,423	－	－	87	2,712
業種別合計		1,730,649	1,804,615	768,413	846,624	544,913	537,383	696	17,206
1年以下		344,291	252,496	93,814	88,735	19,329	6,644		
1年超3年以下		85,505	164,263	32,075	33,770	15,798	40,936		
3年超5年以下		116,840	175,292	46,321	47,881	70,519	116,410		
5年超7年以下		172,915	131,255	65,416	59,761	106,499	71,494		
7年超10年以下		180,564	202,497	70,712	84,791	104,840	91,645		
10年超		553,510	520,201	310,550	294,915	227,926	210,253		
期間の定めのないもの		277,020	358,609	149,521	236,770	－	－		
残存期間別合計		1,730,649	1,804,615	768,413	846,624	544,913	537,383		

注記

- オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には組合出資金が含まれます。
- CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本開示につきましては、資料編（P.16）「貸倒引当金の内訳」をご参照願います。

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製造業	845	903	57	101	903	1,005	16	139
農業、林業	87	91	3	783	91	874	—	—
漁業	4	4	△0	△0	4	3	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	412	391	△20	40	391	432	89	14
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	0	0	△0	0	0	—	23
運輸業、郵便業	1	28	26	△17	28	10	—	42
卸売業	195	441	246	△122	441	319	8	17
小売業	85	92	6	21	92	113	—	61
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	819	793	△26	647	793	1,440	86	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	△0	△0	0	0	—	—
宿泊業	32	32	△0	0	32	32	—	—
飲食業	84	73	△11	△2	73	70	40	—
生活関連サービス業、娯楽業	795	779	△15	△5	779	773	—	—
教育、学習支援業	34	33	△1	△0	33	33	—	—
医療・福祉	43	39	△4	29	39	68	—	—
その他のサービス	155	159	3	△16	159	142	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	101	103	2	46	103	150	—	—
合計	3,700	3,966	265	1,507	3,966	5,473	241	298

注記 1. 国外における個別貸倒引当金、貸出金償却はありませんので、国内・国外の地域別区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度					
現金	11,939		11,939			0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	175,479	41,554	175,479	41,554		0%
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	94,872	72,502	94,872	72,502		0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け	14,911		13,951		1,395	10%
我が国の政府関係機関向け	56,370	6,971	48,753	6,971	4,875	9%
地方三公社向け	11,659		170		34	20%
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	379,221	1,191	379,221	21	77,839	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	42,239		42,239		9,838	23%
カバード・ボンド向け						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	431,664	72,726	421,800	38,898	235,373	51%
特定貸付債権向け						
中堅中小企業等向け及び個人向け	79,166	384	71,883	11	50,147	70%
トランザクター向け						
不動産関連向け	241,490		236,686		140,421	59%
自己居住用不動産等向け	127,351		124,531		43,145	35%
賃貸用不動産向け	77,329		75,926		58,029	76%
事業用不動産関連向け	36,810		36,228		39,246	108%
その他不動産関連向け						
ADC向け						
劣後債権及びその他資本性証券等	6,952		6,952		6,952	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	9,596		9,459		12,535	133%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,136		2,127		914	43%
取立未済手形	703		703		140	20%
信用保証協会等による保証付	67,841		67,841		3,891	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
株式等	3,763		3,763		3,763	100%
合計					538,285	

- 注記 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (その1) (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2024年度															
現金	11,939															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	217,033															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	167,375															
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け		13,951														
我が国の政府関係機関向け	6,971	48,753														
地方三公社向け				170												
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け				359,332		19,911										
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				28,334		13,905										
カバード・ボンド向け																
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	34,228			115,659									163,873			
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け				7,160									1,203			
トランザクター向け																
不動産関連向け				57,079	3,421	14,097	198	4,481	747	4,466	397	13,272	48,229	1,877	7,627	531
自己居住用不動産等向け				57,079	3,421	6,682	198		747	4,466			48,229			531
賃貸用不動産向け						7,415		4,481			397	13,272		1,877	7,627	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け																
ADC向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)				111									1,049			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				895									992			
取立未済手形				703												
信用保証協会等による保証付	28,930	38,910														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合計	466,480	101,615	-	541,113	3,421	34,008	198	4,481	747	4,466	397	13,272	215,348	1,877	7,627	531

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（その2）（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金																11,939
我が国の中央政府及び中央銀行向け																217,033
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																167,375
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																13,951
我が国の政府関係機関向け																55,725
地方三公社向け																170
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け																379,243
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																42,239
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		1,002		109,209			36,725									460,698
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		61,679					1,852									71,895
トランザクター向け																
不動産関連向け	5,811	8,275			4,418	1,266		28,843	21,787	1,262		8,590				236,686
自己居住用不動産等向け	1,741	1,431														124,531
賃貸用不動産向け		6,843				1,266		28,843				3,901				75,926
事業用不動産関連向け	4,070				4,418				21,787	1,262		4,688				36,228
その他不動産関連向け																
ADC向け																
劣後債権及びその他資本性証券等												6,952				6,952
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）						917						7,380				9,459
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							239									2,127
取立未済手形																703
信用保証協会等による保証付																67,841
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等													3,763			3,763
合計	5,811	70,956	-	109,209	4,418	1,266	39,736	28,843	21,787	1,262	-	22,922	3,763			1,705,568

【注記】 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	単体	
	2023年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0 %	—	500,501
1 0 %	—	103,112
2 0 %	108,127	351,535
3 5 %	—	41,944
5 0 %	225,405	2,713
7 5 %	—	120,978
1 0 0 %	4,333	270,689
1 5 0 %	—	423
2 0 0 %	—	—
2 5 0 %	—	2,278
1,2 5 0 %	—	—
その他	—	—
合計	1,732,043	

- 注記 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	単体 2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リ スク削減効果適用後)
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
4 0 %未満	976,487	156,449	99.252%	1,110,009
4 0 %～7 0 %	270,813	—	—	269,576
7 5 %	99,824	384	3.091%	91,873
8 0 %	—	—	—	—
8 5 %	111,285	38,304	11.988%	109,295
9 0 %～1 0 0 %	50,839	193	40.000%	47,349
1 0 5 %～1 3 0 %	51,358	—	—	50,631
1 5 0 %	23,398	—	—	23,068
2 5 0 %	3,763	—	—	3,763
4 0 0 %	—	—	—	—
1,2 5 0 %	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,587,770	195,332		1,705,568

- 注記 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

5. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単体

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,393	5,904	61,302	115,853	—	—	—	—

- 注記 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

【市場リスクに関する事項】

1. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

金融派生商品とは、預貸金、外国為替等の金融商品から相場変動によるリスクを回避するために開発された商品の総称です。

当金庫では、為替先物予約取引を取扱っており、預貸金、貿易取引等の実需の範囲内の予約締結以外の為替先物予約等は所定の掛目と与信額を算定し、通常の与信と一体的な管理で、与信判断（リスク管理）しており、当該取引に対して個別担保による保全等は特段行っておりません。

なお、当金庫の資産運用のリスクを回避することを目的とした派生商品取引は外国為替関連取引のみの取扱いで、他には取組みがありません。また、長期決済期間取引の取扱いはありません。

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	28	16
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
① 派生商品取引合計（外国為替関連取引）	39	39	39	39
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	39	39	39	39

2. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権（原債権）等を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却し流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当金庫では、中小企業等による資金調達の多様化を支援することを目的とする貸出金の証券化に限り取り組んでおり、証券化本来の目的とは異なります。取り組みに関しては、予め個別に理事会等の承認を得ることになっており、取り上げ基準は貸出金と同様の方法に従っています。

なお、投資家としての債権保有は、通常のコレタストの取得等に準じた手法及び手続によっております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

証券化取引は当該貸出の実行日に原資産全額を売却（譲渡）し、CLO代金として受領しています。また、同日に当該取引にリンクしたジュニア劣後部分を買入金銭債権として取得しています。なお、証券化取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計処理基準」及び企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

当金庫では、次の3社の評価をリスク・ウェイトの判定に使用しています。なお、国内債および本邦法人向けエクスポージャー（保証を含む）については、①及び②の2社の評価によるものとしています。なお、現有取引は対象になっておりません。

- ① 株式会社格付投資情報センター
- ② 株式会社日本格付研究所
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

(5) オリジネーターに関する事項

- ① 原資産の金額等
該当ありません。
- ② 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- ③ 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
該当ありません。
- ④ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。
- ⑤ 三月以上延滞エクスポージャーの額等（原資産を構成するエクスポージャーに限る）
該当ありません。
- ⑥ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳
該当ありません。

- ⑦ 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
該当ありません。
- ⑧ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等
該当ありません。

(6) 投資家に関する事項

- ① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- ② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
該当ありません。
- ③ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

3. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 信託法施行令第11条第7項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上記の法令にて規定する出資等とは、貸借対照表の有価証券勘定のうち株式勘定又はその他の証券勘定として計上されるもの及びその他資産勘定のうち出資として計上されるものをいいます。これらのリスク管理方針及び手続としましては、当金庫制定の「統合的リスク管理規程」に基づき、上場株式につきまして、一定量の価格の下落があったと仮定した場合の価格変動によるリスク量を毎月算出、認識し、リスク管理委員会へ報告、検証する態勢となっております。

また、株式の評価方法につきましては、上場株式は時価により評価を行い、子法人等株式、市場価格のない株式等及び組合出資金は取得原価により評価を行っております。なお、これらにつきまして、時価又は1株当たりの純資産額から求められた実質価額が取得原価に対して、一定量以上の下落が生じた場合等には、その価額まで帳簿価額を引き下げる処理を行うこととなっております。

(2) 会計方針

当金庫が制定の「有価証券等の会計処理基準」及び企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(3) 出資等エクスポージャーに関する事項

① 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,768	2,768	3,901	3,901
非上場株式等	7,183	—	7,426	—

② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売却益	181	562
売却損	12	85
償却	—	—

注記 損益計算書における損益の額を記載しております。

③ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	1,195	714

注記 投資信託等の裏付資産は、含んでおりません。

④ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益	—	—

(4) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位：百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	44,179	54,597
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

4. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、預金、貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受ける勘定について、金利の変動（金利ショック）により経済的価値が減少するリスクです。

リスク管理及び計測の対象は、「資金運用・調達勘定」のうち金利感応資産・負債になります。（ただし、株式等、金利感応度の把握が困難なものは、別に価格変動リスクとして計測し、金利リスクの計測対象外としています。）

当金庫では、内部データの蓄積、検証及び分析手法の確立に努めるとともに、毎月ごと（月末日基準）にVaR（バリュー・アット・リスク）による金利リスク量を算定、四半期ごと（四半期末日基準）には銀行勘定の金利リスク量として、ΔEVE（金利ショックに対する経済的価値の減少額）及びΔNII（金利ショックに対する算定基準日から12ヶ月を経過する日まで金利収益減少額）を算定、それぞれリスク管理委員会等に報告のうえ、リスクの検証並びにリスクコントロール及び削減に関する取扱いを定めることを基本方針としております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① ΔEVE及びΔNIIの算定の前提条件は、以下の通りになります。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は、1.25年です。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は、5年です。
- ・流動性預金の金利リスクについては、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、流動性預金額（外貨を除く）の50%相当額とし、期間を0～5年に振り分けて（平均2.5年）リスク量を算定しています。（金融庁が定める保守的な前提）
- ・固定金利貸出の期限前返済は住宅ローンを対象とし、定期預金の早期解約は定期預金と定期積金を対象としていますが、リスク量算定にあたっては、金融庁が定める保守的な前提を使用しています。
- ・ΔEVEは通貨ごとに算定していますが、その集計にあたっては通貨間の相関を考慮せず、正の値の通貨のみを単純合算しています。一方、ΔNIIは通貨ごとに算定し、その集計にあたっては通貨間の相関を考慮せず、値の正負に関係なく単純合算しています。
- ・ΔEVE及びΔNIIの算定にあたっては、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算定しています。
- ・内部モデルは使用していませんが、ΔNIIの金利低下時に、貸出金利の一部と預金金利の参照金利をマイナスにしないことを前提にしています。

2024年度のΔEVEは、国内債券の残高が減少し、且つデレージョンが短期化したことにより、2023年度対比では6,402百万円減少しております。

当金庫のΔEVEは自己資本額の20%を超えておりますが、金利リスク顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しております。

② ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクの算定手法の概要

当金庫では、ΔEVE及びΔNIIのほか金利リスク量をVaRにより算定するとともに、リスク資本配賦額の範囲内でアラームポイントを設定し、リスク管理をしております。

VaRの算出にあたっては、金利変動が正規分布になると仮定する「分散共分散法」（保有期間1年、観測期間5年、信頼水準99%）にて算定しております。

(3) 金利リスク量＜単体＞

(単位：百万円)

I R B B 1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		2024年度	2023年度	2024年度	2023年度
1	上方平行シフト	39,498	45,900	294	758
2	下方平行シフト	0	0	2,472	1,957
3	スティープ化	34,620	40,732		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	39,498	45,900	2,472	1,957
		ホ		ヘ	
		2024年度		2023年度	
8	自己資本の額	90,390		89,620	

注記 1. △EVEについて、経済的価値が減少する場合は、正の値で表示しています。
 2. △NIIについて、期間収益が減少する場合は、正の値で表示しています。

(参考) バリュース・アット・リスク (VaR) による市場リスク量

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
リスク量	34,896	31,127

注記 1. VaRは、分散共分散法（保有期間1年、観測期間5年、信頼水準99%）により計測しております。
 2. コア預金を考慮して、リスク量を算定しております。
 3. 運用勘定のリスク量と調達勘定のリスク量を相殺して算定します。
 4. 銀行勘定の金利リスクも含んでおります。

用語のご説明

コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく金融機関に長期間とどまる預金のことをいいます。
金利ショック	金利の変化（変動）のことで、上下100BP（ベース・ポイント：1BPは0.01%）の平行移動や1パーセンタイル値又は99パーセンタイル値といった算出方法があります。
△EVE	金利ショックに対する経済的価値（EVE：Economic Value of Equity）の減少額。
△NII	金利ショックに対する算定基準日から12ヶ月を経過する日まで金利収益（NII：Net Interest Income）の減少額。
VaR （バリュース・アット・リスク）	将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間ごとのデータをもとに、理論的に算出された値をいいます。

■ 連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項（連結）

連結グループの自己資本の調達手段は単体と同様で、主に利益剰余金、出資金等により構成されています。

(単位：百万円、%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		90,445
うち、出資金及び資本剰余金の額		819
うち、利益剰余金の額		89,658
うち、外部流出予定額 (△)		32
うち、上記以外に該当するものの額		—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等		—
うち、為替換算調整勘定		—
うち、退職給付に係るものの額		—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		1,723
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		1,723
うち、適格引当金コア資本算入額		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		92,169
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額		162
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額		—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額		162
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		—
適格引当金不足額		—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—
退職給付に係る資産の額		941
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—
特定項目に係る十パーセント基準超過額		—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額		—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額		—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額		—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		1,103
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)		91,065
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額		627,713
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—
うち、上記以外に該当するものの額		—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		19,689
信用リスク・アセット調整額		—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		647,403
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)		14.06

注記 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。
2. 金額、比率とも単位未満を切り捨てています。

2. 自己資本の充実度に関する事項（連結）

(1) その他金融機関等（注）であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

（注）自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません

(2) 自己資本の充実度に関する事項（連結）

（単位：百万円）

	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額			627,713	25,108
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー			579,622	23,184
現金			—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け			—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け			—	—
国際決済銀行等向け			—	—
我が国の地方公共団体向け			—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け			—	—
国際開発銀行向け			—	—
地方公共団体金融機構向け			1,395	55
我が国の政府関係機関向け			4,875	195
地方三公社向け			34	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け			77,839	3,113
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			9,838	393
カバード・ボンド向け			—	—
法人等向け			233,684	9,347
中小企業等向け及び個人向け			—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け			50,147	2,005
トランザクター向け			—	—
抵当権付住宅ローン			—	—
不動産取得等事業向け			—	—
不動産関連向け			140,421	5,616
自己居住用不動産等向け			43,145	1,725
賃貸用不動産向け			58,029	2,321
事業用不動産関連向け			39,246	1,569
その他不動産関連向け			—	—
ADC向け			—	—
劣後債権及びその他資本性証券等			6,952	278
三月以上延滞等			—	—
延滞等向け			12,535	501
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			914	36
取立未済手形			140	5
信用保証協会等による保証付			3,891	155
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付			—	—
出資等			—	—
出資等のエクスポージャー			—	—
重要な出資のエクスポージャー			—	—
株式等			3,792	151
上記以外			42,996	1,719
重要な出資のエクスポージャー			—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			6,850	274
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			7,109	284
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー			29,037	1,161
②証券化エクスポージャー			—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			48,063	1,922
ルック・スルー方式			48,063	1,922
マンドート方式			—	—
蓋然性方式（250%）			—	—
蓋然性方式（400%）			—	—
フォールバック方式（1250%）			—	—
④未決済取引			—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			—	—
⑥CVAリスク相当額を八%で除して得た額（簡便法）			27	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー			—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八%で除して得た額			19,689	787
BI			13,126	—
BIC			1,575	—
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額（イ+ロ）			647,403	25,896

注記

1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（2024年度計数）。
7. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額（連結自己資本比率の分母の額）×4%

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

（1）信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高＜地域別・業種別・残存期間別＞

＜連結＞

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バラン ス取引		債 券			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
国内		1,804,053		846,132		533,487		17,206
国外		3,931		35		3,896		
地域別合計		1,807,985		846,167		537,383		17,206
製造業		187,160		67,575		118,748		3,639
農業、林業		2,412		2,412		－		1,134
漁業		613		613		－		10
鉱業、採石業、砂利採取業		377		377		－		－
建設業		60,907		54,168		6,702		1,679
電気・ガス・熱供給・水道業		31,301		6,756		24,533		－
情報通信業		3,854		544		3,222		2
運輸業、郵便業		86,936		12,365		74,460		94
卸売業		51,687		31,312		20,222		1,229
小売業		34,009		24,044		9,939		891
金融業、保険業		561,487		51,318		91,154		0
不動産業		141,932		115,850		26,042		2,887
物品賃貸業		3,675		831		2,592		－
学術研究、専門・技術サービス業		4,521		4,521		－		12
宿泊業		2,176		2,176		－		42
飲食業		7,608		7,608		－		560
生活関連サービス業、娯楽業		15,627		15,558		－		1,137
教育、学習支援業		3,621		3,591		30		206
医療・福祉		20,452		20,452		－		279
その他のサービス		28,368		28,315		50		685
国・地方公共団体等		302,498		142,813		159,684		－
個人・その他		256,755		252,959		－		2,712
業種別合計		1,807,985		846,167		537,383		17,206
1年以下		251,295		87,534		6,644		
1年超3年以下		163,790		33,297		40,936		
3年超5年以下		174,972		47,561		116,410		
5年超7年以下		131,255		59,761		71,494		
7年超10年以下		202,497		84,791		91,645		
10年超		520,201		294,915		210,253		
期間の定めのないもの		363,971		238,306		－		
残存期間別合計		1,807,985		846,167		537,383		

注記

- オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
- 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 - ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
- 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には組合出資金が含まれます。
- CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
- 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

<連結>

(単位：百万円)

		期首残高	当期	当期減少額		期末残高
			増加額	目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	1,723
個別貸倒引当金	2023年度	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	5,541
合計	2023年度	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	7,265

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 (連結)

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
製造業						1,006		139
農業、林業						874		—
漁業						3		—
鉱業、採石業、砂利採取業						—		—
建設業						450		14
電気・ガス・熱供給・水道業						—		—
情報通信業						0		23
運輸業、郵便業						10		42
卸売業						319		17
小売業						115		61
金融業、保険業						—		—
不動産業						1,440		—
物品賃貸業						—		—
学術研究、専門・技術サービス業						0		—
宿泊業						32		—
飲食業						70		—
生活関連サービス業、娯楽業						773		—
教育、学習支援業						33		—
医療・福祉						68		—
その他のサービス						143		—
国・地方公共団体等						—		—
個人						150		—
合計						5,494		298

注記 1. 国外における個別貸倒引当金、貸出金償却はありませんので、国内・国外の地域別区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳<連結>

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度					
現金	11,939		11,939			0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	175,479	41,554	175,479	41,554		0%
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	94,872	72,502	94,872	72,502		0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け	14,911		13,951		1,395	10%
我が国の政府関係機関向け	56,370	6,971	48,753	6,971	4,875	9%
地方三公社向け	11,659		170		34	20%
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	379,221	1,191	379,221	21	77,839	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	42,239		42,239		9,838	23%
カバード・ボンド向け						
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	429,671	72,726	419,813	38,898	233,684	51%
特定貸付債権向け						
中堅中小企業等向け及び個人向け	79,166	384	71,883	11	50,147	70%
トランザクター向け						
不動産関連向け	241,490		236,686		140,421	59%
自己居住用不動産等向け	127,351		124,531		43,145	35%
賃貸用不動産向け	77,329		75,926		58,029	76%
事業用不動産関連向け	36,810		36,228		39,246	108%
その他不動産関連向け						
ADC向け						
劣後債権及びその他資本性証券等	6,952		6,952		6,952	100%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	9,596		9,459		12,535	133%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,136		2,127		914	43%
取立未済手形	703		703		140	20%
信用保証協会等による保証付	67,841		67,841		3,891	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
株式等	3,792		3,792		3,792	100%
合計					536,625	

注記

1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（％）のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（その1）（連結）（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.50%
	2024年度															
現金	11,939															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	217,033															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	167,375															
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け		13,951														
我が国の政府関係機関向け	6,971	48,753														
地方三公社向け				170												
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け				359,332		19,911										
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				28,334		13,905										
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	34,228			115,659									163,873			
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け				7,160									1,203			
トランザクター向け																
不動産関連向け				57,079	3,421	14,097	198	4,481	747	4,466	397	13,272	48,229	1,877	7,627	531
自己居住用不動産等向け				57,079	3,421	6,682	198		747	4,466			48,229			531
賃貸用不動産向け						7,415		4,481			397	13,272		1,877	7,627	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け																
ADC向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）				111									1,049			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞				895									992			
取立未済手形				703												
信用保証協会等による保証付	28,930	38,910														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合計	466,480	101,615	-	541,113	3,421	34,008	198	4,481	747	4,466	397	13,272	215,348	1,877	7,627	531

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（その2）（連結）（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	2024年度															
現金																11,939
我が国の中央政府及び中央銀行向け																217,033
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																167,375
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																13,951
我が国の政府関係機関向け																55,725
地方三公社向け																170
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け																379,243
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																42,239
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）		1,002		107,221			36,725									458,711
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		61,679					1,852									71,895
トランザクター向け																
不動産関連向け	5,811	8,275			4,418	1,266		28,843	21,787	1,262		8,590				236,686
自己居住用不動産等向け	1,741	1,431														124,531
賃貸用不動産向け		6,843				1,266		28,843				3,901				75,926
事業用不動産関連向け	4,070				4,418				21,787	1,262		4,688				36,228
その他不動産関連向け																
ADC向け																
劣後債権及びその他資本性証券等												6,952				6,952
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）							917					7,380				9,459
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							239									2,127
取立未済手形																703
信用保証協会等による保証付																67,841
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等							29						3,763			3,792
合計	5,811	70,956	-	107,221	4,418	1,266	39,765	28,843	21,787	1,262	-	22,922	3,763	-	-	1,703,610

注記 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

(6) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分（％）	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重 平均値	資産の額及び与信相当額の 合計額（CCF・信用リ スク削減効果適用後）
	オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目		
4 0％未満	976,487	156,449	99.252%	1,110,009
4 0％～7 0％	270,813	－	－	269,576
7 5％	99,824	384	3.091%	91,873
8 0％	－	－	－	－
8 5％	109,292	38,304	11.988%	107,308
9 0％～1 0 0％	50,869	193	39.999%	47,379
1 0 5％～1 3 0％	51,358	－	－	50,631
1 5 0％	23,398	－	－	23,068
2 5 0％	3,763	－	－	3,763
4 0 0％	－	－	－	－
1,2 5 0％	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合計	1,585,807	195,332		1,703,610

- 注記 1. 2023年度は連結対象先がございませんでしたので、記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

連結

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		5,904		115,853		—		—

- 注記 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

連結グループ内の子法人等において、派生商品取引及び長期決済期間取引はありません。

したがって、連結グループにおける定量的な開示項目については単体と同じになります。単体の開示項目をご参照ください。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 連結グループがオリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

- ① 原資産の金額等
該当ありません。
- ② 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- ③ 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
該当ありません。
- ④ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。
- ⑤ 三月以上延滞エクスポージャーの額等 (原資産を構成するエクスポージャーに限る)
該当ありません。
- ⑥ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- ⑦ 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
該当ありません。
- ⑧ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額等
該当ありません。

(2) 連結グループが投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

- ① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- ② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等
該当ありません。
- ③ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等			3,930	3,930
非上場株式等			7,175	—

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
売却益		694
売却損		85
償却		—

注記 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
評価損益		739

注記 投資信託等の裏付資産は、含んでおりません。

(4) 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

(5) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		54,597
マンデート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー		—

8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		2024年度	2023年度	2024年度	2023年度
1	上方パラレルシフト	39,480		306	
2	下方パラレルシフト	0		2,454	
3	スティープ化	34,615			
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	39,480		2,454	
		ホ		ヘ	
		2024年度		2023年度	
8	自己資本の額	91,065			

信用金庫法施行規則に基づくディスクロージャー項目

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示項目

●単体ベースの項目（信用金庫法施行規則第132条）

項目	ページ
1. 金庫の概況及び組織に関する事項	(本編) (資料編)
(1) 事業の組織	32
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	32
(3) 事業所の名称及び所在地	33
(4) 会計監査人の氏名又は名称	32
2. 金庫の主要な事業の内容	23~27
3. 金庫の主要な事業に関する事項	3~5
(1) 直近の事業年度における事業の概況	3~5
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
① 経常収益	12
② 経常利益	12
③ 当期純利益	12
④ 出資総額及び出資総口数	12
⑤ 純資産額	12
⑥ 総資産額	12
⑦ 預金積金残高	12
⑧ 貸出金残高	12
⑨ 有価証券残高	12
⑩ 単体自己資本比率	12
⑪ 出資に対する配当金	12
⑫ 職員数	12
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	12~13
イ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	12~13
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	12~13
エ. 受取利息及び支払利息の増減	13
オ. 総資産経常利益率	12
カ. 総資産当期純利益率	12
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	14
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	14
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	15
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	15
ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、不動産、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額	15~16
エ. 使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	15
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	16
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	15
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分）の平均残高	該当なし
イ. 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分）の残存期間別の残高	17
ウ. 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式及び外国証券その他の証券の区分）の平均残高	17
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	17
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理体制	17
(2) 法令遵守の体制	18
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	11~12
(4) 金融ADR制度への対応	15

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	1~9
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	11
② 危険債権	11
③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ）	11
④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	11
⑤ 正常債権	11
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	26~38
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	18
② 金銭の信託	18
③ 規則第102条第5号に掲げる取引（デリバティブ取引）	18
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	16
(6) 貸出金償却額	15
(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	4

6. 報酬等

7. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条資産の査定公表

■ 連結ベースの項目（信金法施行規則第133条）

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

(1) 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	19
(2) 金庫の子会社等に関する事項 名称、主たる営業所又は事務所の所在地、資本金又は出資金、事業の内容、設立年月日、金庫が保有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合、子会社等が保有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	19

2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

(1) 直近の事業年度における事業の概況	19
(2) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標 経常収益、経常利益又は経常損失、親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失、純資産額、総資産額、連結自己資本比率	19

3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

(1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書	20~25
(2) 金庫及びその子会社等の有する債権のうち次に掲げるものの額の合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	19
② 危険債権	19
③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ）	19
④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）	19
⑤ 正常債権	19
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	39~48
(4) 事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額 事業の種類別セグメント情報	19



〒443-0056 蒲郡市神明町4-25
お問い合わせ 経営企画部／TEL. 0533-69-6341
ホームページ <https://www.gamashin.com>